

武蔵野市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 武蔵野市長職務代理者
武蔵野市副市長 伊藤英穂

武蔵野市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例

武蔵野市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和35年9月武蔵野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(住居手当)</p> <p>第5条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもの（配偶者（<u>配偶者のない職員</u>にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下この号において同じ。）が、武蔵野市が職員の居住の用に供する施設その他管理者が定めるものに居住する職員を除く。）のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第5条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主であるもの（配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>又は<u>パートナーシップ制度の相手方（武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）第2条第12号に規定するパートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付又は同号に規定するパートナーシップ制度と同等の制度であると市長が認める他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ制</u></p>	<p>字句の改正</p>

<p>(単身赴任手当)</p> <p>第5条の3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給す</p>	<p><u>度の相手方であって、職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。）</u>（配偶者及びパートナーシップ制度の相手方のいずれもない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下この号において同じ。）が、武蔵野市が職員の居住の用に供する施設その他管理者が定めるものに居住する職員を除く。）のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、<u>配偶者又はパートナーシップ制度の相手方が</u>居住するための住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第5条の3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者<u>又はパートナーシップ制度の相手方</u>と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
---	--	---------------------------

<p>る。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ制度の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>字句の追加</p>
---	---	--------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市パートナーシップ制度の導入等を踏まえ、所要の改正を行うものである。